

答 申 第 1 4 号  
平成16年 9月10日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会長  
渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年5月19日付教学教第67号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第14号 「仙台市教育委員会と仙台市教職員組合との間で、地方公務員法第55条第1項に基づかない交渉や話し合いを行ったり、同条第9項が挙げる事項以外についての協定書や確認書を作成することを認める内規等を記載した文書」の非開示決定に対する異議申立てについて

答 申  
( 諮問第 1 4 号 )

**1 審査会の結論**

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

**2 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ては、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が平成16年3月31日付で実施機関に対して行った「仙台市教育委員会と仙台市教職員組合との間で、地方公務員法第55条第1項に基づかない交渉や話し合いを行ったり、同条第9項が挙げる事項以外についての協定書や確認書を作成することを認める内規等を記載した文書」の開示請求に対して、実施機関が平成16年4月14日付で本件請求公文書が不存在であることを理由として非開示決定処分を行ったことについて、その処分の取消しを求めるというものである。

**3 申立人の主張**

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書のとおり（別添参照）であるが、本件開示請求に係る文書が存在すると主張する主な理由は、実施機関と仙台市教職員組合との間で、地方公務員法第55条第9項に規定する事項以外について協定を締結する行為も行政体の行為であるから法的根拠が必要であるというものである。

**4 実施機関の説明**

実施機関が理由説明書及び審査会での意見聴取において主張している非開示決定の理由は、おおむね、実施機関と仙台市教職員組合との間における、地方公務員法第55条第1項に基づかない交渉や話し合い、同条第9項で掲げる事項以外についての協定書や確認書の作成（以下「話し合い等」という。）を行うことについては、法的根拠は必要とされないと解するため、本件開示請求に係る文書を作成してこなかったというものである。

**5 審査会の判断**

（1）本件対象公文書について

本件対象公文書は、開示請求書の記載及び本件異議申立てにおける申立人の主張の趣旨から、話し合い等が行われる根拠となる一般的な定めないし意思決定について記載された公文書であると認められる。具体的には、この定めないし意思決定の起案文書、話し合い等を行うことに関する実施機関と仙台市教職員組合との合意等が記載された文書、

話し合い等実施に係る要項の類，根拠規定や根拠となる意思決定を引用等している文書などがこれに該当するものと認められる。ただし，実施の意思決定や実施に係る手続き等が記載されていたとしても，それが個別の話し合い等に関するものの場合には，本件対象公文書には含まれない。

また，実施機関は，話し合い等について規定した法令，条例，規則，仙台市教育委員会例規，要綱，要領，基準（以下「法令等」という。）も含めて不存在による非開示決定をしているが，法令等自体は，条例第16条第3項に規定される図書館その他の市の機関において一般の利用に供することを目的として管理している公文書に該当し，公文書開示請求の対象から除外されているので，公文書の一部を当該法令等の全部又は一部が構成しているような場合にのみ本件対象公文書に含まれるものである。

## （２）本件対象公文書の不存在について

申立人は，実施機関と仙台市教職員組合との間で，地方公務員法第55条第9項に規定する事項以外について協定を締結する行為も行政体の行為であるから法的根拠が必要である旨主張している。これに対し，実施機関は，当審査会に対し，話し合い等は，仙台市教職員組合から提出される要望書への必要な対応としてその都度行われるもので，これらについて規定した法令等はなく，また，話し合い等を行うことについて，法的根拠は必要とされないと解するため，そのような文書を作成してこなかった旨説明している。

ところで，本件対象公文書の不存在を理由とする非開示決定の妥当性を判断するにあたっては，本件対象公文書が現に存在するか否かについて調査を行えば，その妥当性を判断し得るものと認められることから，以下のとおり実施機関の見分調査を行った。

実施機関において本件対象公文書が存在するとすれば，仙台市教職員組合との話し合い等の所管課である教職員課であると認められることから，同課を調査対象とした。

はじめに，文書分類表及び文書管理簿原本を確認するとともに，担当職員から文書の管理について聴取した。

仙台市教職員組合関係の公文書として，調査日現在，教職員課に存在した昭和45年以降の「仙台市教職員組合関係」等と題する一連の綴を調査した。その結果，これらの中に本件対象公文書を見出すことはできなかった。

次に，申立人が本件対象公文書存在の可能性を指摘した事務引継書について，調査日現在，教職員課に存在した平成16年4月1日付人事異動に関わる学校教育部長，教職員課長，教職員課主幹及び企画給与係長のものを調査した。その結果，これらの中に本件対象公文書を見出すことはできなかった。

したがって，実施機関に本件対象公文書が存在するとは認められない。

## （３）結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

( 諮 問 第 1 4 号 )

年 月 日	内 容
平成 1 6 . 5 . 2 0	・ 諮 問 を 受 け た
1 6 . 6 . 1 4	・ 実 施 機 関 ( 教 育 局 学 校 教 育 部 教 職 員 課 ) か ら 理 由 説 明 書 を 受 理 し た
1 6 . 6 . 2 2 ( 平 成 1 6 年 度 第 2 回 情 報 公 開 審 査 会 )	・ 実 施 機 関 ( 教 育 局 学 校 教 育 部 教 職 員 課 ) か ら 意 見 を 聴 取 し た ・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
1 6 . 6 . 2 4	・ 異 議 申 立 人 か ら ( 理 由 説 明 書 に 対 す る ) 意 見 書 を 受 理 し た
1 6 . 7 . 1 2	・ 実 施 機 関 ( 教 育 局 学 校 教 育 部 教 職 員 課 ) か ら 対 象 文 書 の 不 存 在 確 認 の た め の 回 答 を 受 理 し た
1 6 . 7 . 2 0	・ 異 議 申 立 人 か ら ( 対 象 文 書 の 不 存 在 確 認 の た め の 回 答 に 対 す る ) 意 見 書 を 受 理 し た
1 6 . 8 . 2	・ 実 施 機 関 ( 教 育 局 学 校 教 育 部 教 職 員 課 ) に お い て , 見 分 調 査 を 行 っ た
1 6 . 8 . 4 ( 平 成 1 6 年 度 第 3 回 情 報 公 開 審 査 会 )	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
1 6 . 8 . 2 3	・ 異 議 申 立 人 か ら 要 望 書 を 受 理 し た
1 6 . 9 . 2 ( 平 成 1 6 年 度 第 4 回 情 報 公 開 審 査 会 )	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た